保育所等入所申込みの手続き等でマイナンバーが必要になります

令和６年度に継続入所希望で申請する場合は、個人番号の記入は不要です。

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、令和６年度支給認定申請兼保育所等入所申込書に係る手続きにおいてマイナンバー（個人番号）の記載および個人番号カードもしくは通知カードにてマイナンバーの提供が必要になります。

　役場窓口で手続きをする方

●**マイナンバーの記載が必要な方**

申込み児童と同居している親族全ての方の記載が必要です。

**●本人確認（番号確認・身元確認）が必要です**

マイナンバー（個人番号）を記載した申請書等を提出する場合、なりすましなどを防止するため、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

このため、申請時には保護者、児童及び同居親族の方のマイナンバーの提示が必要です。また、申請に来庁する保護者のマイナンバー法に基づく本人確認が必要です。

●**申請手続き時の必要書類**

◆窓口で申請する場合は以下の書類をお持ちください。

①　入所の申請書類一式

②　マイナンバーの記載が必要な方の「個人番号カード（裏面）」や「通知カード」、「個人番号が記載されている住民票」などの番号を確認できる書類

③　手続きに来庁される保護者の本人確認ができる書類（「個人番号カード（裏面）」）のほか、運転免許証や旅券（パスポート）など）

④　代理人（親権者以外）が手続きをする場合は、代理人の番号確認書類・身元確認書類、委任状が必要です。

現在、通っている保育所（園）へ申請書類を提出する方

**●継続入所児童の申請書類の提出について**

　令和５年度から継続して入所を希望する児童にかかる入所申請書類は、現在、通園している保育所（園）でも受け付けますが、**申請書類は必ず封筒に入れ、封をした状態で提出してください。**

　なお、記載漏れや添付書類がない場合には、申請書を一旦お返ししますので、記入漏れのあった箇所を完成させ、期限までに提出をお願いいたします。